

専決処分した事件の報告について

破産法（平成十六年法律第七十五号）第一百六十二条第一項第一号イによる否認権の行使について、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百八十条第一項の規定に基づき、別紙のとおり裁判外の和解の専決処分をしたので、同条第二項の規定により報告する。

平成二十八年九月二十六日

江戸川区長 多田正見

別紙

一 和解概要

- (一) 乙は、甲に対し、金八万三千三百五円の返還義務があることを認める。
- (二) 乙は、前号の金員を、平成二十八年六月三十日までに支払う。
- (三) 甲及び乙は、本件に関し、本確認合意書に定めるほか、破産法第六十二条第一項第一号イによる否認権に係る債権債務が何らないことを確認する。

二 事案の概要

- (一) 当事者 甲 破産者破産管財人

乙 江戸川区

- (二) 事案の経過

乙は、平成二十八年四月十二日付けで生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第二十四条第九項に基づき保護の変更により、保護費の返還を求め、同月十八日に被保護者が弁済（以下「本件弁済」という。）を行ったが、同月二十七日付けで当該被保護者についての破産手続開始決定がなされ、甲から江戸川区福祉事務所長に対し、本件弁済が破産法第六十二条第一項第一号イに基づく否認権の行使の対象に当たるとして、本件弁済の返還を求める請求があったため、否認権の行使に代わる和解を行ったもの

三 専決処分日 平成二十八年六月九日（同日和解）